

## 別紙 1

## 仕様書

### 1. 目的

奥津軽地域<sup>※</sup>における観光資源の認知度向上及び同地域への周遊観光を促進するため、インフルエンサー等を招請し、web・SNS 等を活用した情報発信を行う。

※本業務が示す「奥津軽地域」は五所川原市、つがる市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、中泊町を指す。

### 2. 委託業務名

インフルエンサー等による web・SNS 等を活用した奥津軽地域の魅力発信業務

### 3. 業務内容の詳細・条件など

「奥津軽地域」の魅力を紹介する動画コンテンツの制作と web・SNS 等を活用した配信について、下記の業務を行う。

#### （1）インフルエンサーおよび制作者・配信者の選定

・インフルエンサーおよび制作者・配信者は 2 組以上を選定し、それぞれ 2 本以上の異なる内容の動画制作を行い、本業務として合計 4 本以上の動画を配信すること。それぞれの構成人数は問わない。

#### （2）行程の企画、調整、手配

##### ①行程の企画

・「奥津軽いまべつ駅」を降車してからの「奥津軽地域」の周遊観光を想定し、動画 1 本につき 2 か所以上の観光地を紹介すること。

・青森県内の移動は「わんタク」「愛乗タクシー」「津軽鉄道」「JR 津軽線」など現地の二次交通を使用すること。

・「奥津軽地域」での 1 泊以上の宿泊をすること。

・企画内容について、事前に調査を行うこと。（ロケハンを行う必要があれば可とする）

##### ②行程の調整、手配

・インフルエンサーおよび制作者・配信者の行程に係る全ての調整、手配を行うこと。

・取材にあたっては、関係団体等との連絡調整など合意形成を図ること。サポートが必要であれば、現地への同行は可とする。

### （3）動画制作

- ・動画配信するメディアは長尺動画の主流である YouTube とする。
- ・動画の尺はターゲットの特性を考慮した適切な長さにすること。なお、本編とダイジェスト編、あるいは前編と後編など 2 部構成も可とするが、その場合は同一内容として合計して 1 本とする。
- ・国内外を問わず幅広く視聴されることを想定し、肖像権等やコンプライアンスに十分に配慮した構成演出にすること。
- ・国内外を問わず幅広く視聴されることを想定し、日本語のほかに英語・韓国語・台湾語を必須とした 3 か国語以上の外国語に対応させること。その際、各言語ごとに個別に制作する、あるいは同一コンテンツに各言語の字幕を付けるなど、手法は問わない。なお、各言語ごとに個別に制作する場合は、同一内容として合計して 1 本とする。

### （4）動画配信

- ・本事業の契約締結から 1 か月以内に最初の動画配信を開始すること。
- ・動画配信に関する投稿コメント、問い合わせ等に対しては、受託者が責任をもって対応すること。

### （5）プロモーション・効果測定

- ・再生回数の増加などを想定し、効果的なプロモーション、SEO 対策を行うこと。
- ・本業務を実施するにあたり、事前に評価項目および目標値を定め、適切な効果測定を行うこと。
- ・効果測定の期間は配信日から令和 7 年 2 月 28 日までとし、以後半年間を見越した予想値を含め、実績報告書として提出すること。

## 4. 著作権等について

- ・制作物の著作権、所有権については、受託者あるいは制作者・配信者に帰属し、青森県はその利用権を無償で有するものとする。
- ・第三者が権利を有する著作物の使用が含まれる場合には、必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行い、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受託者の責任において処理することとする。

## 5. 委託契約期間について

契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

## 6. その他

- ・業務の実施にあたっては青森県観光交流推進部誘客交流課と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- ・仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、青森県観光交流推進部誘客交流課との協議により決定するものとする。

- ・インフルエンサーおよび制作者・配信者の安全を担保すること。また、本業務期間中の事故、治療及び救援等の費用並びに第三者に対する損害が発生した場合の対策を講じること。
- ・本業務の執行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ・動画制作、動画配信に重大な瑕疵があった場合は、受託者において、削除、修正、再配信等必要な措置を講じること。